

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 外1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年8月23日

【会社名】 パークレイズ・バンク・ピーエルシー  
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 財務担当取締役  
(Chief Financial Officer)  
スティーブ・ユワート  
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1  
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士  
 溝口 圭紀  
 同  
 塩越 希  
 同  
 山本 直諒  
 同  
 瓜生 和也

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 787,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	令和元年8月1日
効力発生日	令和元年8月9日
有効期限	令和3年8月8日
発行登録番号	1-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000億円

【これまでの  
 売出実績】  
 (発行予定額  
 を記載した場  
 合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし。				
実績合計額	0円	減額総額	0円	

【残額】 1,000,000,000,000  
 (発行予  
 定額 - 実  
 績合計額  
 - 減額総  
 額)

(発行残  
 高の上限  
 を記載し  
 た場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額	該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。	

【残高】 該当なし。  
 (発行残高の上限 - 実績合  
 計額 + 償還総額 - 減額総  
 額)

【安 該当なし。  
 定 操  
 作 に  
 関 す  
 る 事  
 項】

【 縦 該当なし。  
 覧 に  
 供 す  
 る 場  
 所】

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。  
 「発行会社」、「当行」又は  
 「計算代理人」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

「パークレイズ・グループ」  
「英国」又は「連合王国」  
「円」又は「円貨」

パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社  
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国  
日本の法定通貨

## 第一部【証券情報】

[パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年8月30日満期 円建て 固定利付コーラブル社債に関する情報]

### 第1【募集要項】

該当なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

- 前略 -

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	787,000,000円	売出価額の総額	787,000,000円
---------------------	--------------	---------	--------------

- 後略 -

#### 2【売出しの条件】

- 前略 -

(注5) 本社債の発行日は、2019年8月29日である。

- 後略 -

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

### 第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録目論見書の訂正事項分及び発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称並びに売出人の名称並びに以下の文章が記載される。

「本書及び本社債に関する2019年8月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では令和元年8月23日付訂正発行登録書及び令和元年8月23日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2018年度（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）  
平成31年4月26日 EDINETにより関東財務局長に提出

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく外国会社臨時報告書を平成31年4月26日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の外国会社報告書の訂正報告書）を平成31年4月26日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

## 第四部【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。